# 公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針(案)

平成 21 年 12 月 10 日 三重県公立大学法人評価委員会決定 平成 30 年 月 日 三重県公立大学法人評価委員会決定

三重県公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が公立大学法人三重県 県立看護大学(以下「法人」という。)の評価を実施する際の基本的な事項を定める。

## 1 評価の前提

- (1) 地方独立行政法人制度においては、法人は、業務を効果的、効率的に実施するため、中期目標及び中期計画に基づいて自主的に運営を行うものである。さらに、業務の公共性、業務運営の透明性を確保し、法人の状況を的確に示して、県民への説明責任を果たし、不断の改革・改善を行っていくことが求められる。
- (2) 法人は、地域における高等教育の提供と地域社会での知的・文化的拠点としての 役割を担っており、教育研究のさらなる充実・活性化とともに、地域の発展及び県 民福祉の向上に積極的に貢献していくことが求められる。
- (3) 評価委員会の行う評価は、この2つの基本的な考え方を踏まえ、大学としての「教育研究の特性」に配慮しつつ、中立・公正な立場から、客観的かつ厳正に実施されることが求められる。

#### 2 評価の基本方向

(1) 各事業年度終了時には、中期目標の達成に向けて、中期計画に定めた項目ごとの 各年度における具体的な実施状況を調査・分析し、当該事業年度の業務実績について評価する。

また、<u>中期目標期間の最後の事業年度の前事業年度には、中期目標期間の終了時</u><u>に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について評価し、</u>中期目標期間終了時には、当該期間における中期計画等の実施状況の調査・分析を行い、達成状況について総合的に評価する。

- (2) 教育研究の特性や法人の大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の組織・業務運営等について、改善すべき点を明らかにする。また、法人の業務達成に向けての意欲的な取り組みを積極的に支援するなど、法人の継続的な質的向上に資する評価を行う。
- (3) 評価を通じて法人の業務運営状況をわかりやすく示し、県民への説明責任を果たす。
- (4) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する。

#### 3 評価の方法

評価委員会は、法人による自己点検・評価をもとに、各事業年度における業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。)、<u>中期目標期間の終了時に見込まれる中</u>

<u>期目標の期間における業務の実績(以下「見込評価」という。)及び</u>中期目標期間における業務の実績評価(以下「<del>中期目標</del>期間評価」という。)を行う。

見込評価については、当該期間までの中期計画の進捗状況の確認等を踏まえ、中期 目標期間の終了時までに、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その 組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じる。

#### (1) 年度評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標の達成に向け、各事業年度に おける中期計画等の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、各事業年度の 業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ② 教育研究については、その特性への配慮から、原則として専門的な観点からの評価は行わないが、法人による自己点検を踏まえた上で、評価委員会において進捗状況を把握し、その確認・点検を行う。
- ③ 評価結果等を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④ 具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

## (2) 見込評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標期間における中期目標の達成 状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の終了時に見込まれる中 期目標の期間における業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずる。
- ④ 具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

### (3) 中期目標期間評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標期間における中期目標の達成 状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の業務実績全体について 総合的な評価を行う。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④ 具体的な実施方法については、年度評価の実施状況を踏まえ、別に実施要領で定める。

#### 4 評価を受ける法人において留意すべき事項

- (1) 評価委員会は法人から提出される業務実績報告書等をもとに評価を行うことから、中期計画等の達成状況などについて、法人自ら説明責任を果たすことを基本とすること。
- (2) 法人は、達成状況を客観的にあらわすために、できる限り数値目標等の指標を設定すること。また、中期計画における達成状況ができる限り明らかになるように工夫すること。
- (3) 法人における自己点検・評価の視点と体制
  - ① 法人は、公立大学の利害関係者である学生や大学に関心を持つ県民の視点に留

意し、法人が行う自己点検・評価に際して用いる指標や基準、評価結果及びその 活用方法について、できる限りわかりやすく説明すること。

② 法人は自ら説明責任を果たすという観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明確にし、理事長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立すること。

## 5 その他

本評価基本方針及び別に定める実施要領は、必要に応じて、評価委員会に諮ったうえで見直すものとする。